

Weekly Report

第730号

令和6年1月15日

1月から適用される主な制度(その他)

相続・贈与関連以外の制度は以下のとおりです。

◎新NISAの開始……上場株式等から得られる利益が非課税となるNISAについて、一定の投資信託が対象となる「つみたて投資枠(年間投資上限120万円)」と、幅広い投資商品が対象となる「成長投資枠(同240万円)」の併用により年360万円まで投資可能となり、無期限で保有できる制度に変わります。なお、非課税保有限度額は買付額ベースで1800万円(うち成長枠は1200万円まで)です。

◎電子帳簿保存法の改正……*請求書や領収書等を電子データで授受する「電子取引」について、授受した電子データを要件(改ざん防止や検索機能など)に従い保存できない相当の理由がある場合は税務調査等の際に電子データ及び出力書面の提示等ができるようにしておくことで認められる猶予措置の新設(出力書面のみの保存を認める措置は廃止)など、*紙の国税関係書類をスキャナで読み取ったデータで保存する「スキャナ保存」について、解像度・階調・大きさ情報を不要とするなどが実施されます。

◎住宅ローン減税の借入限度額引下げ等……住宅ローン残高の0.7%を最大13年間、所得税額等から控除する住宅ローン減税について、*新築・買取再販住宅に係る借入限度額の引下げ(令和6年度改正で子育て世帯等は5年までの限度額を据置く予定)、*1月以降に建築確認を受けた新築住宅で省エネ基準を満たさない場合は本制度の対象外となります。

◎エコカー減税等の基準引上げ……燃費や排ガス性能に優れた自動車の自動車重量税を減免する「エコカー減税」や、購入時に燃費性能等に応じて課税する「環境性能割」の適用基準が上げられます。

与所得者に副収入等がある場合は

年末調整が済んでいる給与所得者でも、フリマアプリやネットオークションを利用した取引などによる副収入等があり、給与所得及び退職所得以外の所得が合計20万円を超える場合は確定申告が必要となります(生活に使用した資産の売却による所得は非課税)。

副収入等の所得が20万円以下の場合、確定申告をする必要はないとされていますが、これは20万円以下の所得を申告しなくてもよいという規定ではありません。例えば、医療費控除や寄附金控除などの適用を受けるために還付申告を行う場合は、副収入等による20万円以下の所得も併せて申告をする必要があります。

協会けんぽから届く「医療費のお知らせ」

協会けんぽは加入者の医療費情報が記載された「医療費のお知らせ」を今月中旬から事業主に順次送付しています。

医療費控除の適用を受ける方は、「医療費のお知らせ」を添付することで「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができますが、お知らせに記載されている医療費は令和5年8月診療分までとなっているため、9月～12月診療分は領収書に基づき明細書を作成する必要があります。また、保険適用外の費用なども記載されていません。